

# 作業機付きトラクタの 公道走行に必要な対応

北海道農作業安全運動推進本部

資料画像出典 (一社 日本農業機械工業会)

- どのようなトラクタが公道を走行できる ?
- 装着して走行してよい作業機は ?
- 誰がどのように対応すれば良い ?

# どのようなトラクタが公道走行できる？

- トラクタ単体で道路運送車両法の保安基準に適合する小型特殊自動車・大型特殊自動車であること
- 適合しないものもあります。取扱説明書に記載

# 取扱説明書の記載例

## 道路走行するための関係法令について

このトラクターは、道路運送車両法の小型特殊自動車として、道路走行が行えます。ただし道路交通法上は大型特殊自動車の扱いとなります。

道路走行を行うために、下記の事項を順守してください。

- 道路を走行する場合は、大型特殊自動車免許（農耕車限定を含む）が必要です。必ず免許証を所持してください。（自動車の普通免許では運転できません。）
- 勝手に構造などを変更した場合は、道路を走行するための基準に不適合となり、道路を走行することができなくなることがありますので、ご注意ください。
- 法令に適合しない作業機を装着して道路を走行すると、道路運送車両法その他の法令違反となります。そのような作業機は、外して走行してください。詳しくはお買い上げいただいた特販店、またはJAにご相談ください。
- 道路運送車両法ではワークランプ・サイドワークランプおよびLED装飾灯は「道路走行中に使用しない灯火」とされています。他の交通妨害になりますので、道路走行中は点灯しないでください。

## 道路走行時のトレッド(輪距)について

作業により変更したトレッド（輪距）は、必ず標準状態に戻してから走行してください。

守らないと、「道路運送車両の保安基準」違反となり、道路走行はできません。

**道路運送車両法の小型特殊自動車**

**道路交通法上の大型特殊自動車**

**法令に適合しない作業機を装着して道路走行をすると道路運送車両法その他の法令違反**

**トレッド(輪距)は標準状態にしないと道路運送車両の保安基準違反**

# 装着して走行してよい作業機は？

## 直装タイプの作業機

◎ 運用が見直された

〈後方装着〉



- ・ロータリ
- ・ハロー
- ・ブロードキャスタ
- ・畔塗り機
- ・ライムソー
- ・ブームスプレーヤー
- ・他

〈前方装着〉



- ・フロントローダー
- ・他

## 被けん引タイプの作業機

R1. 12. 25 考え方が示されました。



- ・ロールベラー
- ・トレーラ
- ・マニュアルスプレッタ
- ・バキュームカー
- ・他

# 誰がどのように対応すれば良い?

トラクタの使用者が適合性を確保する必要があります。

小型特殊(最高速度35km/h未満)は使用者が確認

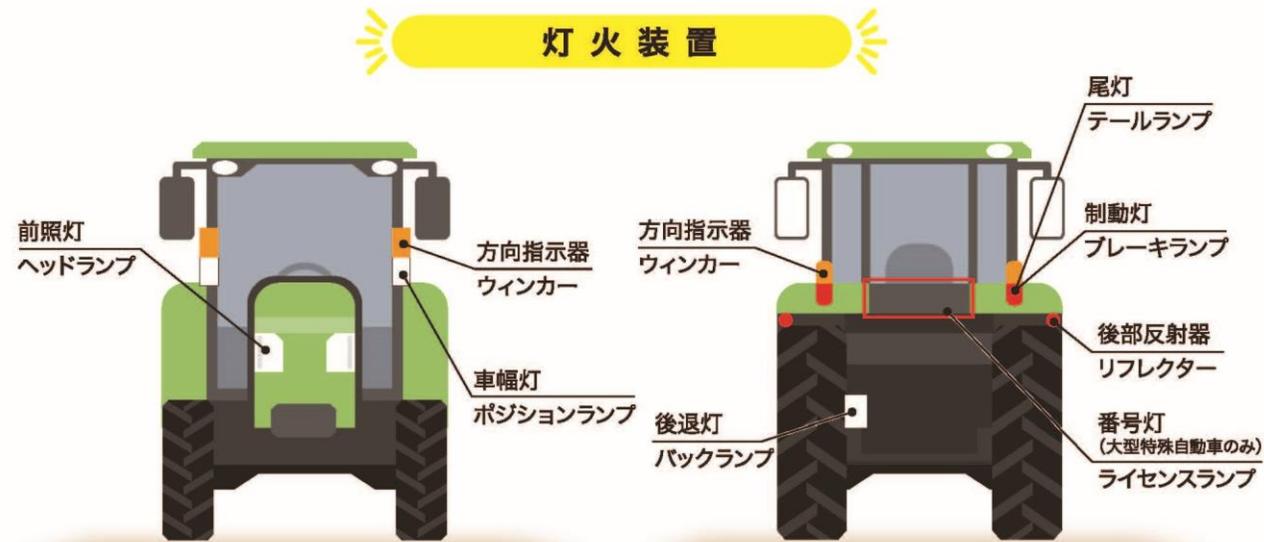
大型特殊(最高速度35km/h以上)は運輸支局で構造等変更検査

- 保安装置(灯火, 反射器)が見えるようにする。
- 作業機の幅がわかるようにする。
- 安定性(転倒しない)を確保する。

# トラクタの灯火器類

## (2) 灯火装置及び反射器の取付け位置に関して

- ① トラクタや作業機に元々備わっている灯火装置が、他の交通からの被視認性を確保できていれば、灯火装置を移設又は増設しなくても道路を走行できます（前方に作業機を装着する場合も同じ）。



灯火装置、反射器の位置はトラクタのメーカー、シリーズ、型式により異なります。  
※全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下、且つ最高速度15km/h以下のトラクタの場合、  
車幅灯、尾灯、制動灯、後退灯は取付け義務がないので、トラクタに装備されていない場合は確認の必要はありません。

# 灯火器類の保安基準適合要領

- 32条 前照灯 ヘッドランプ
- 34条 車幅灯 ポジションランプ
- 37条 尾灯 テールランプ
- 38条 後部反射器 リフレクター
- 39条 制動灯 ブレーキランプ
- 40条 後退灯 バックランプ
- 41条 方向指示器 ウィンカー

32条	照灯	取付位置	500mm以上（自動車の構造上、地上500mm以上に取り付けることができないものは、取り付けることができる最高の高さ）であること。 照明部の最外縁は自動車の最外側から400mm以内、又は取り付けることができる最外側の位置。
		備え付け燈光の色数	自動車の前面には、白色の走行用前照灯を備えること。 1個、2個又は4個であること。
	走行用前照灯	確認距離	走行用前照灯は、安全な運行を確保できる適当な光度を有すること。（走行用前照灯光度が1灯10,000cd以上のものは、照射光線が他の交通を妨げないすれ違い用前照灯を1個又は2個備えること。）
		光度が10,000cd以上の前照灯の照射光線	照射光線は、自動車の進行方向を正射すること。 取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくわれない構造であること。
		備え付け燈光の色	自動車の前面には、照射光線が他の交通を妨げないすれ違い用前照灯を1個又は2個備えること。（光度が10,000cd未満の走行用前照灯を備えるものは除く）白色であること。
	すれ違い用前照灯	照射光線	取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくわれない構造であること。
		取付位置	照明部の上縁の高さは地上1,200mm以下（自動車の構造上地上1,200mm以下に取り付けることができないものは、取り付けることができる最低の高さ）であること。照明部の下縁の高さは地上500mm以上（自動車の構造上、地上500mm以上に取り付けることができないものは、取り付けることができる最高の高さ）であること。 照明部の最外縁は自動車の最外側から400mm以内、又は取り付けることができる最外側の位置。

備え付け  
性能 確認距離 灯火の色 照射光線  
個数  
取付位置

備え付け  
性能 確認距離  
灯火の色  
個数  
取付位置  
取付要件  
構造

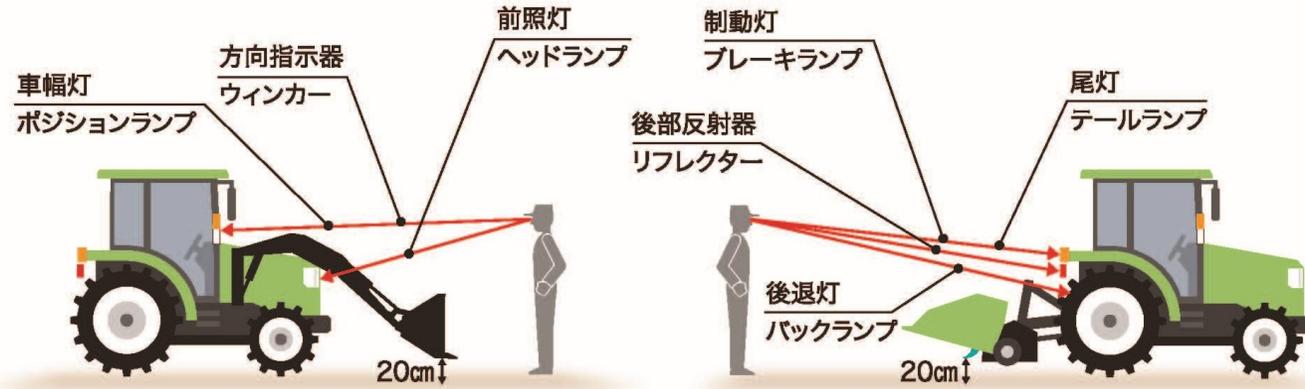
備え付け  
性能 確認距離  
灯火の色  
点滅回数  
取付位置  
取付要件

ポジションランプ	保安基準条項
尾灯(テールランプ)	保安基準条項
37条	

# 視認性の確認

<前方装着の作業機の場合>

<後方装着の作業機の場合>



道路走行に支障がない位置まで作業機を上昇させて視認性を確認  
 例えば、ロータリの場合、耕うん爪を地面から20cm持ち上げた状態で確認

## ■各種灯火器の視認性確認位置

前照灯 (ヘッドランプ)	夜間に前方50m先の障害物を確認できること	制動灯 (ブレーキランプ)	昼間に後方100mから確認できること
車幅灯 (ポジションランプ)	夜間に前方300mから確認できること	後退灯 (バックランプ)	昼間に後方100mから確認できること
尾灯 (テールランプ)	夜間に後方300mから確認できること	方向指示器 (ウインカー)	昼間に方向の指示を示す方向100mから確認できること
後部反射器 (リフレクター)	夜間に後方150mから確認できること	番号灯 (ライセンスランプ)	夜間に後方20mから自動車登録番号標の数字等の表示を確認できること

# 灯火器が隠れる場合



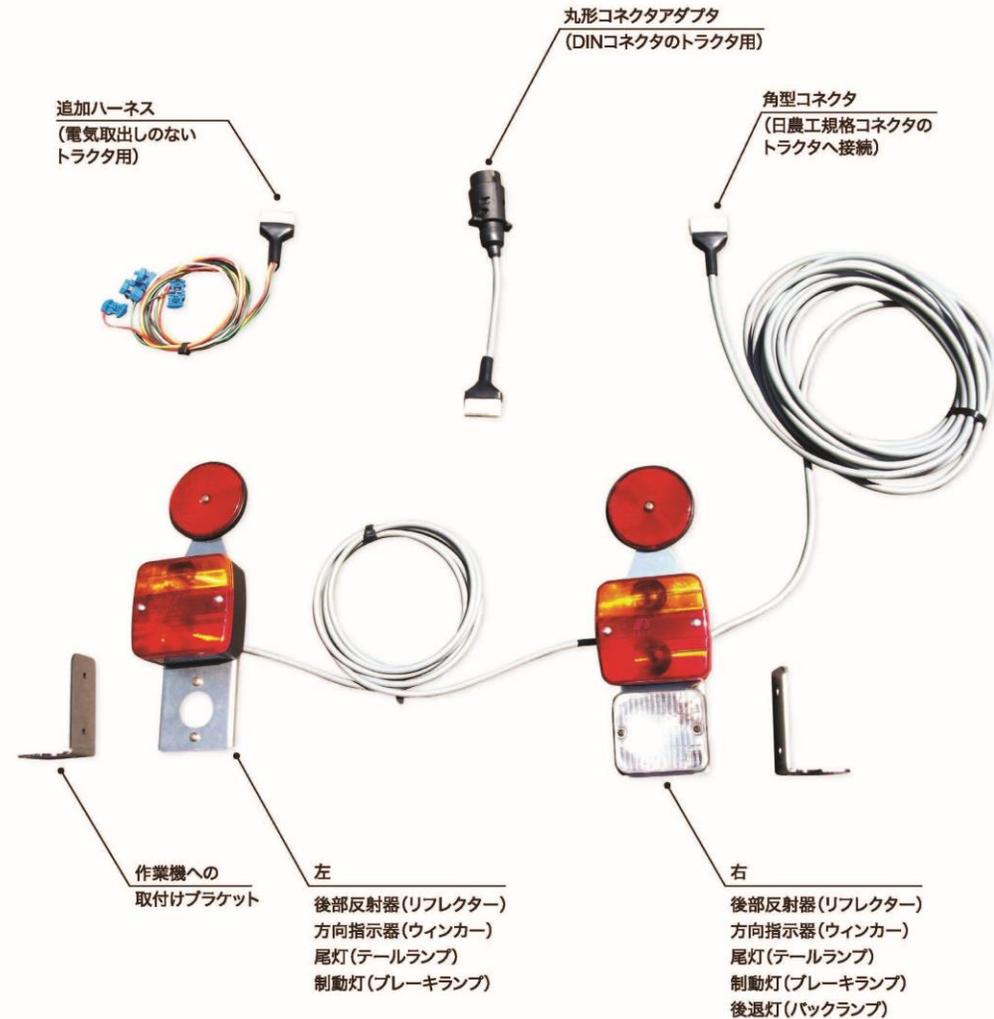
# 後退灯が見えなくなる場合

緩和されません。

保安基準を確保する位置に移設または新設する。

後退灯の 取付位置	照明部の上縁の高さは地上1,200mm以下（自動車の構造上1,200mm以下に取り付けることができないものは、取り付けることのできる最低の高さ）であること。
	照明部の下縁の高さは地上250mm以上であること。
	対をなす後退灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること。 （非対称の外形の自動車は、可能な限りこれを満たすこと。）

# 灯火器類が視認不良となる場合の対応キットイメージ



# 灯火器類の取付位置

40cm以内

■道路運送車両法の保安基準により、各種灯火器類の取付け位置は以下のように定められています。

前照灯(ヘッドランプ)	最外側から可能な限り40cm以内、高さは可能な限り50cm以上120cm以下
車幅灯(ポジションランプ)*	最外側から540cm以内、高さは地上25cm以上210cm以下
尾灯(テールランプ)*	最外側から540cm以内、高さは地上35cm以上210cm以下
後部反射器(リフレクター)	最外側から40cm以内、高さは地上25cm以上150cm以下
制動灯(ブレーキランプ)*	最外側から540cm以内、高さは地上35cm以上210cm以下
後退灯(バックランプ)*	高さは可能な限り地上25cm以上120cm以下
方向指示器(ウインカー)	最外側から540cm以内、高さは地上35cm以上230cm以下
番号灯(ライセンスランプ) →大型特殊自動車のみ	ナンバープレートを照らすことができる位置

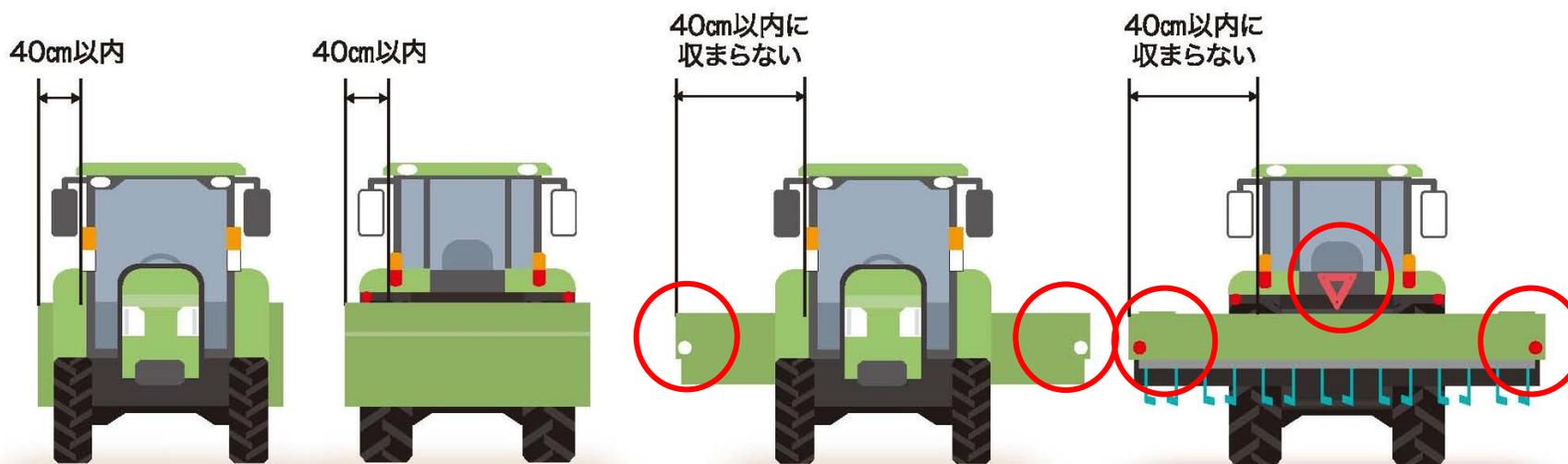
※全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下、且つ最高速度15km/h以下のトラクタは、取付けが義務付けされていません。

# 灯火器の取付位置

- ・作業機の前面の両側の可能な限り最外側に、白色反射器を備えること
- ・作業機の後面の両側の可能な限り最外側に、赤色反射器を備えること
- ・制限を受けた自動車の標識(▽)を後面に装着すること

○ <40cm以内に装備されている場合>

× <作業機の全幅(最外側)から、40cm以内に収まらない場合>



# 全幅が2.5mを超える場合

トラクタの灯火装置の位置(外側)が最外側から40cm以内の場合

- ・作業機の前面及び後面の両側の可能な限り最外側に、外側表示板を備えること
- ・道路を走行する際、制限を受けた自動車の標識(▽)と、作業機を装着した状態の全幅を後面及び、運転席に表示すること

トラクターの灯火装置の位置が最外側から40cmを超える場合

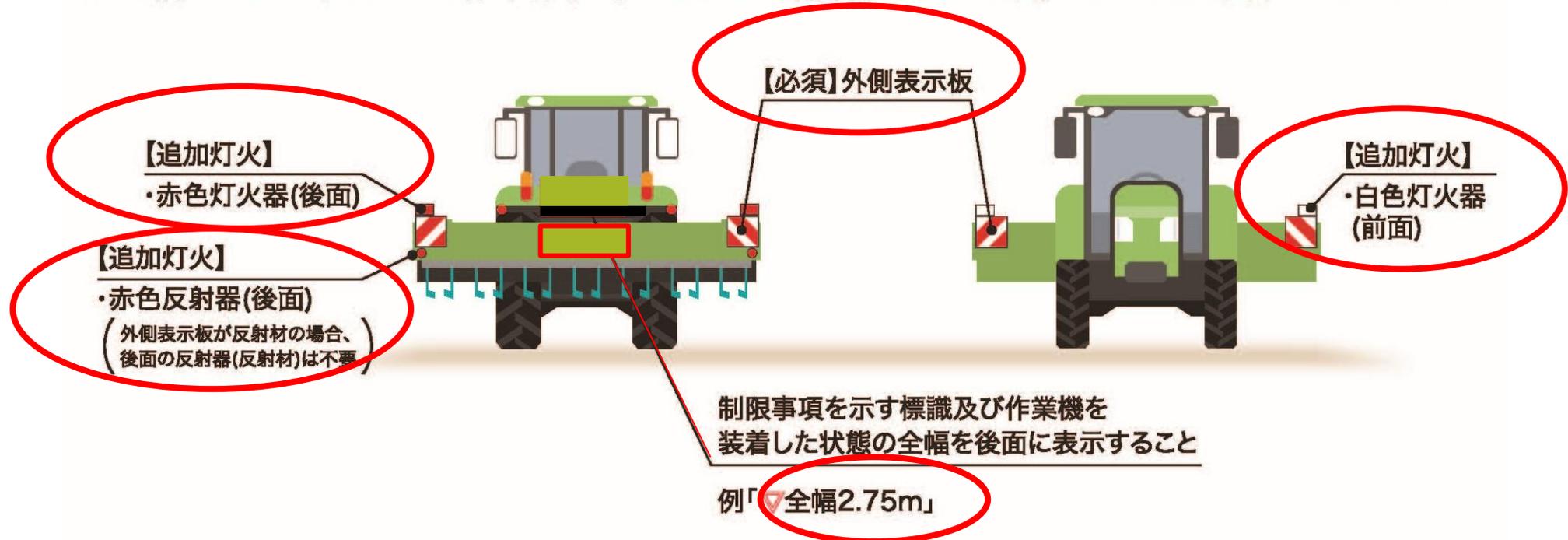
- ・作業機の前面及び後面の両側の可能な限り最外側に、外側表示板を備えること
- ・道路を走行する際、制限を受けた自動車の標識(▽)と、作業機を装着した状態の全幅を後面及び、運転席に表示すること
- ・作業機の前面の両側の可能な限り最外側に、白色灯火器(光度300カンデラ以下)を備えること  
※白色灯火器は前照灯、車幅灯、尾灯と連動すること。
- ・作業機の後面の両側の可能な限り最外側に、赤色灯火器(光度300カンデラ以下)及び赤色反射器を備えること  
※赤色灯火器は前照灯、車幅灯、尾灯と連動すること。

# 全幅が2.5mを超える場合のイメージ

トラクタ灯火装置が最外側から40cmを超えている

ウインカーは見えていない

■全幅が2.5mを超えていて、灯火装置等がそれぞれ最外側から40cm以内とならない場合の対応イメージ



# 安定性について

- ・運行速度15km/h以下で道路走行すること
- ・道路を走行する際、制限を受けた自動車の標識(▽)と運行速度15km/h以下で走行することを後面及び、運転席に表示すること(但し、最高速度が15km/h以下のトラクタは除く)

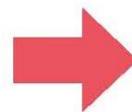
## その他留意事項

- ・作業機を装着してグランドクリアランスを20cmにした状態での最大安定傾斜角度を順次調査し、運行速度が15km/hに制限されないトラクタと作業機の組合せを、日農工のホームページにリストアップしていきます。

**現在、国産トラクターと国産ロータリーの組み合わせが掲載されています。**



※車両総重量が車両重量の1.2倍以上又は、積載により重心高さが上がるものは最大安定傾斜角度35度以上



【日農工ホームページアドレス：<http://www.jfmma.or.jp>】

# 制限標識などの仕様

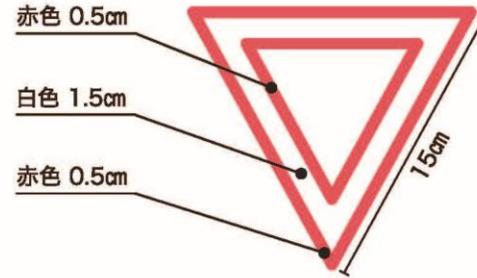
## (4) 制限標識

前記③-(1)～(4)及び(6)の緩和項目に該当し制限を受ける場合は、制限標識を後面の見やすい位置に表示しなければなりません。

### 制限を受けた自動車の標識

道路運送車両法施行規則第五十四条  
第十九号様式(制限を受けた自動車の標識)

※形状は倒立正三角形とすること  
※寸法、色を反映させること



## (5) 全幅や最大安定傾斜角度の緩和を受ける場合

### 全幅や制限速度の表示

- ・作業機を装着した状態の全幅表示例(後面)
- ・最大安定傾斜角度の基準を緩和された場合は、最高速度15km/h以下の制限速度を表示すること(後面)
- ・全幅や制限速度を運転席にも表示すること
- ・全幅と制限速度の両方の緩和を受ける場合は「全幅」→「制限速度」の順に表示すること
- ・表示スペースが広く取れない場合、別々に表示しても可。制限を受けた自動車の標識(▽)はひとつでも可



※寸法は全幅表示と同じ

# 操舵輪の分担荷重 20%以上の確保

(道路運送車両法 細目公示(安定性)第164条)

- 作業機を装着しても操舵装置の車両軸重量が20%以上なら走行可。
- 20%未満の場合はフロントウェイトなどを追加して20%以上にして走行すること。



# 反射器・灯火器・外側表示板

## 反射器



白色(前面)



赤色(後面)

## 灯火器



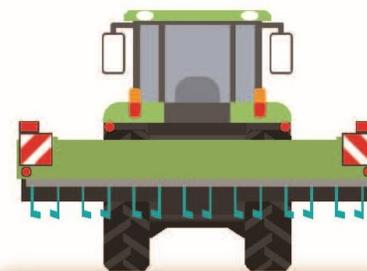
白色(前面)



赤色(後面)

## 外側表示板

ゼブラシート  
寸法28.2cm×28.2cm以上



機体を見てゼブラが上図のように  
外開きになるように備えること

# 灯火類の装備例(EU)



コンビネーションハロー



グレンドリル

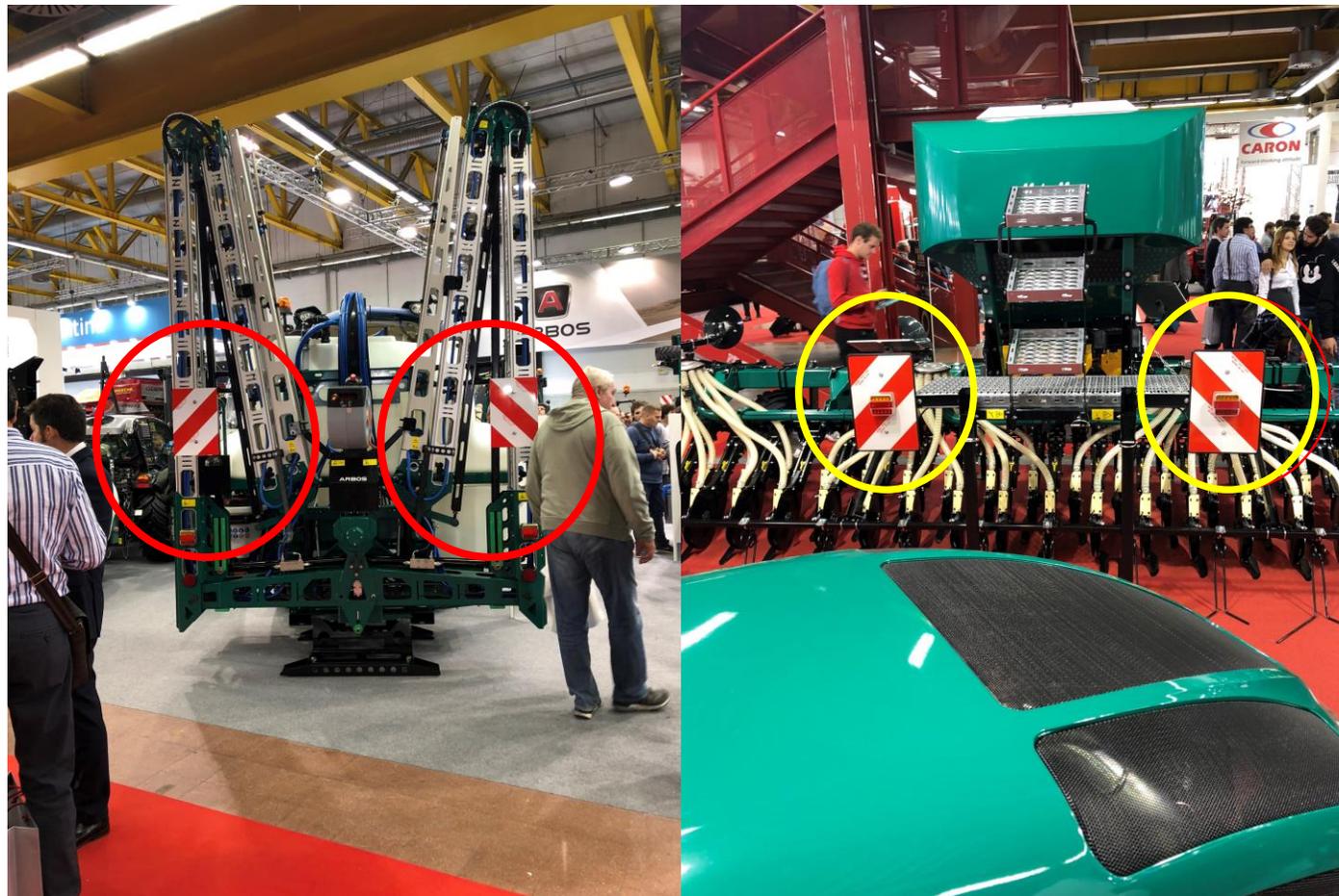


カルチベータ

# トラクタの灯火が隠れる作業機(EU)



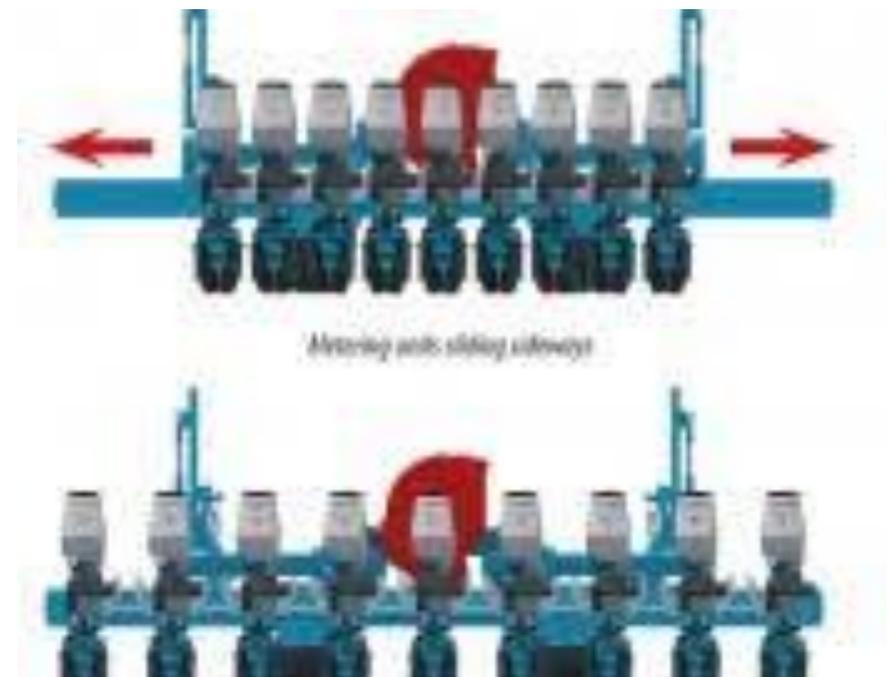
## 灯火類の装備例(EU 折りたたみ式)



ブームスプレーヤ

空気搬送式プランタ

# 折りたたみ装置の工夫



# まとめ 1 安全走行

すべて見える場合

作業機幅2.5m以内, 最外側と灯火器類の距離が40cm超  
⇒ 前白・後赤の反射器

作業機幅が2.5m超 ⇒ 前後に外側表示板  
▽全幅〇〇mと表示  
特殊車両通行許可

かつ, 作業機最外側と灯火器類の距離が40cm超  
後赤反射器, 前白・後赤のランプ

## まとめ 2 安定走行

- 操舵輪の荷重20%となるようにする。

- 最大安定傾斜角度が30度に満たない場合

時速15km以下で走行し、

 運行速度15km/h以下と表示する。

紹介した情報は  
(一社)日本農業機械工業会  
のHPに掲載されています。

是非一度ご覧ください。

作業機付きトラクタの



# 公道走行 ガイドブック

**直接装着するタイプの作業機を付けたトラクタが  
公道走行できるようになりました**

この程、国土交通省が農耕トラクタに関わる道路運送車両法の運用を見直し、  
保安基準に緩和措置が盛り込まれることとなりました



保安基準緩和の認定条件に基づく制限事項に対応することで、  
農耕トラクタに作業機を装着しても道路が走行できるようになりました



本ガイドブックは、どうすればこの認定条件に基づく制限事項に  
対応できるのかを農機販売店の皆様へ周知するためのものです

## 目次

- ① どのような農耕トラクタが、道路走行できるのでしょうか?..... 1
- ② どのような作業機でも、装着して道路走行してもかまわない? ..... 1
- ③ どのような対応をすれば、道路走行してもかまわない?..... 1
- ④ まとめ ..... 7